

【別表 1】 児童発達支援・放課後等デイサービス (定員 20人)

基本	児童発達支援(主に未就学児)		559 単位	
	放課後等デイサービス	放課後に行う場合(区分1の1)	443 単位	
		学校休業日に行う場合(区分1)	532 単位	
加算	① 一日あたり	有資格者配置	児童発達支援	8 単位
			放課後等デイサービス	放課後に行う場合
				学校休業日に行う場合
		児童指導員等加配加算(Ⅰ)		139 単位
	児童指導員等加配加算(Ⅱ)		139 単位	
	強度行動障害児支援加算 ※対象障害児のみ		155 単位	
	② 一回	欠席時対応加算(月 4 回まで)		94 単位
		送迎加算(片道につき)		54 単位
	③ 一月	利用者負担上限管理加算(当事業所が上限管理する場合)		150 単位
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳ	児童発達支援	所定単位×3.1%×0.9
放課後等デイサービス			所定単位×3.3%×0.9	

※所定単位・・・基本と福祉・介護職員処遇改善加算以外の各加算を算定した単位数の合計

<p>ご利用料金の計算方法</p> <p>(①×月利用日数+②+③)×地域区分(10.36円)=総費用額</p> <p>総費用額×0.1=利用者負担額(ご利用料金)</p> <p>※【別表 1-1】の利用者負担上限月額以上の料金はかかりません。</p> <p>※その他利用状況により実費料金がかかります【別表 2】</p>	
--	--

例：放課後等デイサービスで平日に月10日利用。学校へのお迎えあり、上限月額4,600円の場合

所定単位 (443単位+6単位+139単位+139単位+54単位)×10日=7,810単位
 福祉・介護職員処遇改善加算 7,810単位×0.033×0.9=232単位
 総費用額 (7,810単位+232単位)×10.36円=83,315円
 利用者負担額 83,315円×0.1=8,331円
 ただし、上限月額を超えているので、利用者負担額は4,600円となります。

加算項目の説明

有資格者配置	指導員の内、1人以上が児童指導員等である
児童指導員等加配加算(Ⅰ)、(Ⅱ)	配置基準より1人以上多く配置かつ、うち2人以上が児童指導員等である
強度行動障害児支援加算	強度行動障害児に研修修了者によるサービス提供を実施した場合に適用
欠席時対応加算(月 4 回まで)	急病等で欠席日の当日、前日、前々日に欠席の連絡があった場合に適用
送迎加算(片道につき)	利用者の自宅又は学校～事業所の送迎を行った場合
利用者負担上限管理加算	当事業所が上限管理を行った場合
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳ	直接処遇職員の待遇を改善するための加算

【別表 1-1】 利用者負担上限月額

区分	対象となる人	上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯の人	0 円
低所得	住民税非課税の人	0 円
一般1	障害児(加齢児及び施設入所者を除く)	4,600 円
一般2	住民税課税の方	37,200 円

【別表 2】 実費料金表

項目	説明	料金
給食代	昼食に係る調理及び食材料に係る費用	児発 300 円
		放デイ 500 円
おやつ代	おやつに係る費用	児発 100 円
		放デイ 150 円
サービス 提供時間外 のご利用料金	1 時間あたり(30 分単位)	850 円
	夜間割増料金(18 時～22 時)1 時間あたり	200 円
	深夜早朝割増料金(22 時～8 時)1 時間あたり	400 円
	日祝割増料金 1 時間あたり	200 円

【別表 3】 キャンセル料

健康上の理由によるもの 利用予定日の前日 18 時までに申し出があった場合	無料
健康上以外で、利用日前日 18 時以降に申し出があった場合	介護給付費の 5 割

※欠席時対応加算を算定した場合はキャンセル料を頂きません。